

## 相続お手続きに必要な書類等一覧④ (相続財産清算人または特別縁故者がお手続きされる場合)



### 【原則、ご準備が必要な書類等】

準備	書類名	入手先
<input type="checkbox"/>	J A所定の相続手続依頼書 (ご署名) 相続財産清算人または特別縁故者	J A
<input type="checkbox"/>	お手続きされる方の印鑑登録証明書 (原則、発行後6か月以内のもの)	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード	お客様
<input type="checkbox"/> いずれか	A. 相続財産清算人選任審判書謄本 (相続財産清算人によるお手続きの場合)	家庭裁判所
	B. 相続貯金の分与に関する審判書謄本 (特別縁故者によるお手続きの場合)	

### 【状況により必要な書類等】

準備	書類名	入手先
<input type="checkbox"/>	相続財産清算人等の 名義に変更する場合 J A所定の印鑑届 (当JAに印鑑届の提出をしていない場合)	J A

### 備考欄

相続手続きの内容により、記載以外の書類提出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。

#### ◆ (税務申告・遺産整理手続きサポートのご案内)

- ・相続手続きが煩雑で、何から手をつけてよいのか分からぬ方
- ・慣れない相続手続きにお困りの方
- ・ご多忙で遺産の名義変更などのお手続きができない方



J A BANK HIROSHIMAでは、提携先の税理士と連携し税務申告等のお手続きについて、皆さまのお手伝いをいたします。

(2026/1)